

# 令和4年度 長崎市立小・中学校の入学について

長崎市では住所で定められた学校（指定学校）に入学することになっています

地域の  
こどもは  
地域で  
育てましょう

長崎市では、現在、「地域力」の向上をめざしており、全ての小学校区において、子どもを守るネットワークが組織され、地域の子どもは地域で守る活動が行われています。

子どもたちは、家庭や学校ばかりではなく、地域の中で毎日を過ごし、見守り活動以外にも、登下校時のあいさつ、声かけ、地域のお祭りや様々な行事への参加を通して地域に見守られながら日々成長します。

長崎市では、子どもたちが安心安全で健やかに育つために、地域の中で育つことが大切であるという認識のもと、家庭・学校・地域が連携し、学校を中心として、地域の子どもたちを育てる環境づくりをめざしています。

## 入学式までの流れ

### 1 入学制度説明会【9月～11月】

入学予定者の保護者に制度を説明し、申立書・誓約書を配布

### 2 指定学校変更就学申立（距離・部活動） ※裏面理由区分No.1、2のみ

【申立期限】

○新小学1年生：11/26（金）

○新中学1年生：11/2（火）

### 3 就学通知書送付【令和4年1月末までに配布】

○新小学1年生：1月末までに保護者に郵送

○新中学1年生：1月末までに在籍している小学校を通して保護者に配布

### 4 指定学校変更就学申立 ※裏面理由区分No.3～9

手続き完了後、希望する学校の就学通知書を交付

### 5 入学式【4月】～ 就学通知書を学校へ提出～



●住所で定められた学校（指定学校）を変更できる理由区分

No.	区 分	変更理由	申立ての際に必要となる書類	申立期間	申立場所
1	距 離 注)新入学のみ	自宅からの通学距離が指定学校より希望する学校のほうが近く、通学に支障がない場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定学校変更就学申立書（距離専用）</li> <li>誓約書</li> <li>計測した地図（自宅⇒指定学校、自宅⇒希望する学校の2種類）</li> </ul>	≪新中1≫ 入学制度説明会後 ～11/2（火） ≪新小1≫ 就学前健診受診後 ～11/26（金）	市 教 委 学校教育課
2	部 活 動 注)新入学のみ	希望する部活動が指定学校になく、隣接する中学校にある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>指定学校変更就学申立書（部活動専用）</li> <li>誓約書</li> <li>在籍小学校長の意見書</li> </ul>	≪新中1≫ 入学制度説明会後 ～11/2（火）	在 籍 する 小 学 校
3	転居予定	住居の新築やアパートの入居等で、近日中の転居が確実である場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学通知書</li> <li>建築又は賃貸借を証する契約書、その他の転居や入居の事実が確認できる書類</li> </ul>	≪新中1≫ ≪新小1≫ 就学通知書受領後～ （1月末以降～） ※早めの手続きをお願いします。 （3月初旬を目途に）	市 教 委 学校教育課
4	留守家庭 注)小学校のみ	下校時に児童の居住する住所地において当該児童を保護監督する者がおらず、他の通学区域であれば保護監督を受けることができる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学通知書</li> <li>保護者の勤務を証明する書類（勤務日数・勤務時間明記）</li> <li>児童を保護監督する者の住所を証明する書類（学童保育の入所証明書等含む）</li> </ul>		
5	兄・姉の 在 籍 校	兄・姉が在籍している学校を希望する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学通知書</li> </ul>		
6	特別支援 学 級	指定学校に特別支援学級がなく、自宅から最も近い特別支援学級のある学校への通学を希望する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学通知書</li> <li>※申立前に長崎市教育委員会教育研究所への相談が必要です。</li> </ul>		
7	身体的な 理 由	身体虚弱又は通院治療を要するため指定学校への通学が困難な場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学通知書</li> <li>診断書</li> </ul>		
8	心理的な 理 由	いじめや不登校等の事情により、指定学校への就学が困難と認められる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学通知書</li> <li>在籍小学校長の意見書（学校から市教委へ提出）</li> </ul>		
9	特殊事情	地域的・家庭的事情又は教育上やむを得ない事情がある場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>就学通知書</li> <li>在籍小学校長の意見書（学校から市教委へ提出）</li> <li>その他教育委員会が必要とする書類</li> </ul>		

【注意事項】

- ①小学校で指定学校変更が許可された場合でも、中学校は原則として現住所の指定学校へ入学することになります。
- ②指定学校変更届出後に市内間で転居をした場合、原則、転居先の指定学校へ転校していただくことになります。
- ③距離は直線距離ではなく、安全に通学できる最短経路の距離になります。（小学校は通学路の最短経路）
- ④申立てにより指定学校以外の学校へ入学した場合は、通学対策費補助金は受けられません。
- ⑤受入校の許容人員の都合により申立てをお受けできない場合があります。

また、申立てを受理した場合であっても申立者数が受入校の許容人員を超えた場合は抽選を行うことがあります。その場合は教育委員会から抽選について、該当者に通知します。

（抽選となる対象は理由区分No.1及び2のみで、抽選となった学校についてはNo.4、8、9での申立ては不可。）